



平成 24 年 4 月 26 日

各 位

会社名 株式会社石井表記
代表者名 代表取締役 石井 峯夫
(コード番号 6336 東証第2部)
問合せ先 取締役管理本部長 坂本 裕二
(TEL 084-960-1247)

「債務超過」の猶予期間入りに関するお知らせ

当社は本日、有価証券報告書を提出し、平成 24 年 1 月期において債務超過の状況に陥ったことから、本日の株式会社東京証券取引所発表のとおり、「有価証券上場規程」第 601 条第 1 項第 5 号(債務超過)に該当するため、猶予期間入りいたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる法定開示書類

有価証券報告書(自 平成 23 年 2 月 1 日 至 平成 24 年 1 月 31 日)

2. 債務超過に陥った経緯

当社グループは、平成 15 年 1 月期より新規事業として太陽電池ウェーハ事業を開始し、太陽電池市場の成長に伴い、生産性の改善に取り組んでまいりましたが、昨今の急激な太陽電池市場の悪化が想定を超え、業績が大幅に悪化いたしました。その結果、太陽電池ウェーハ事業の大幅な縮小に伴う多額の損失を計上し、平成 24 年 1 月期連結会計年度では 98 億 56 百万円の当期純損失を計上するとともに、自己資本が△22 億 39 百万円となり、債務超過となりました。

3. 猶予期間

平成 24 年 2 月 1 日～平成 25 年 1 月 31 日

4. 今後の見通し

当社グループは債務超過を解消するために、将来に向けた収益基盤の強化と経営の効率化を図るための組織変更、営業力の強化、徹底したコストの削減等、収益性の改善を最優先目標として様々な対策を講じてまいります。

今後の資金の安定化を図るため、既存の借入金債務およびリース債務について、債権者各位に対し返済条件の緩和のための具体的な諸条件の交渉に入っており、新規資金の調達につきましても、併せて協力を要請中であり、具体的諸条件についての交渉をさせていただいております。

また、増資を含めた資本政策により必要な資金を調達し、早い段階での債務超過を解消することに最大限注力してまいります。

以 上